

7月9日（木） 知事会見

● 新型コロナウイルス感染症対策

1 7月10日（金）から31日（金）までの対応

① 人の移動とイベント

② 医療提供体制・検査体制、患者の推計

2 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例
「運用ガイドライン」の策定

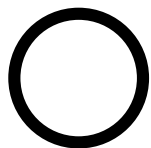
基本的考え方は不変です

- ① 「**新しい生活様式**」の定着を推進
- ② 医療・検査体制の整備など**第2波**
への備えを進める
- ③ 県民の皆様の**生活を支え、経済の**
再生を図る

ロードマップ【人の移動、イベント】

<県内需要拡大・交流展開期>

6/19~7/9

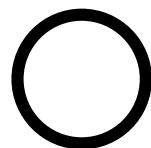


原則として往来は自由

(他県の状況をモニタリングして注意喚起)

<県外需要拡大期>

7/10~7/31

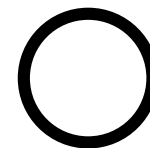


原則として往来は自由

(他県の状況をモニタリングして注意喚起)

<新たな日常の活動
定着期>

8/1~



人の移動

イベント

屋内施設

収容率50%以内
かつ1,000人以内

収容率50%以内
かつ5,000人以内

収容率50%以内

屋外施設

十分な間隔
かつ1,000人以内
(できれば2m)

十分な間隔
かつ5,000人以内
(できれば2m)

十分な間隔
(できれば2m)

・全国的・広域的な人の移動を伴うイベントは中止を含めて慎重な対応を求める
(プロスポーツ等は無観客試合を要請)

- イベントに参加にする前に「接触確認アプリ（厚生労働省）」をインストールすること
- 大規模または全国的なイベントを開催する場合は、事前に都道府県に相談

(7/8 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) 2

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、 鹿児島県への往来に当たっては、慎重な行動をお願いします

県によるモニタリングの状況<抜粋> (7/9 9時時点)

こちらのキーワードで検索をお願いします

長野県 コロナ モニタリング



(人)

都道府県	人口	新規感染者数							直近1週間の新規感染者数	前日比	直近1週間の新規感染者数 (人口10万人あたり)
		7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8			
北海道	5,249,066	8	0	1	1	0	1	4	15	0	<u>0.29</u>
埼玉県	7,347,601	19	26	27	21	16	27	48	184	+34	<u>2.50</u>
千葉県	6,285,143	11	9	15	7	9	11	9	71	+3	<u>1.13</u>
東京都	13,982,622	107	124	131	111	102	106	75	756	+8	<u>5.41</u>
神奈川県	9,222,618	11	24	20	21	11	8	23	118	+15	<u>1.28</u>
京都府	2,576,336	3	5	9	1	3	9	2	32	0	<u>1.24</u>
鹿児島県	1,593,040	9	30	34	13	12	9	3	110	+2	<u>6.91</u>
長野県	2,039,096	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00

注) ・各都道府県の新規感染者数は長野県独自の調査による。

・人口は各都道府県発表の人口推計による(5/1現在)。北海道は発表がないので住民基本台帳人口より。

7月9日（木） 知事会見

● 新型コロナウイルス感染症対策

1 7月10日（金）から31日（金）までの対応

① 人の移動とイベント

② 医療提供体制・検査体制、患者の推計

2 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例
「運用ガイドライン」の策定

患者推計に基づく医療提供体制、検査体制の確保

医療提供体制の整備目標



6月まで

・患者受入体制
300人以上

・軽症者宿泊施設
200人以上

7月中

① 入院患者：350名
(うち重症者：48名)
② 宿泊療養者：250名
の受入体制を整備

600名

検査体制の整備目標



6月まで

・外来・検査センターを10医療圏に設置

・検査可能検体数
309検体/日

7月中

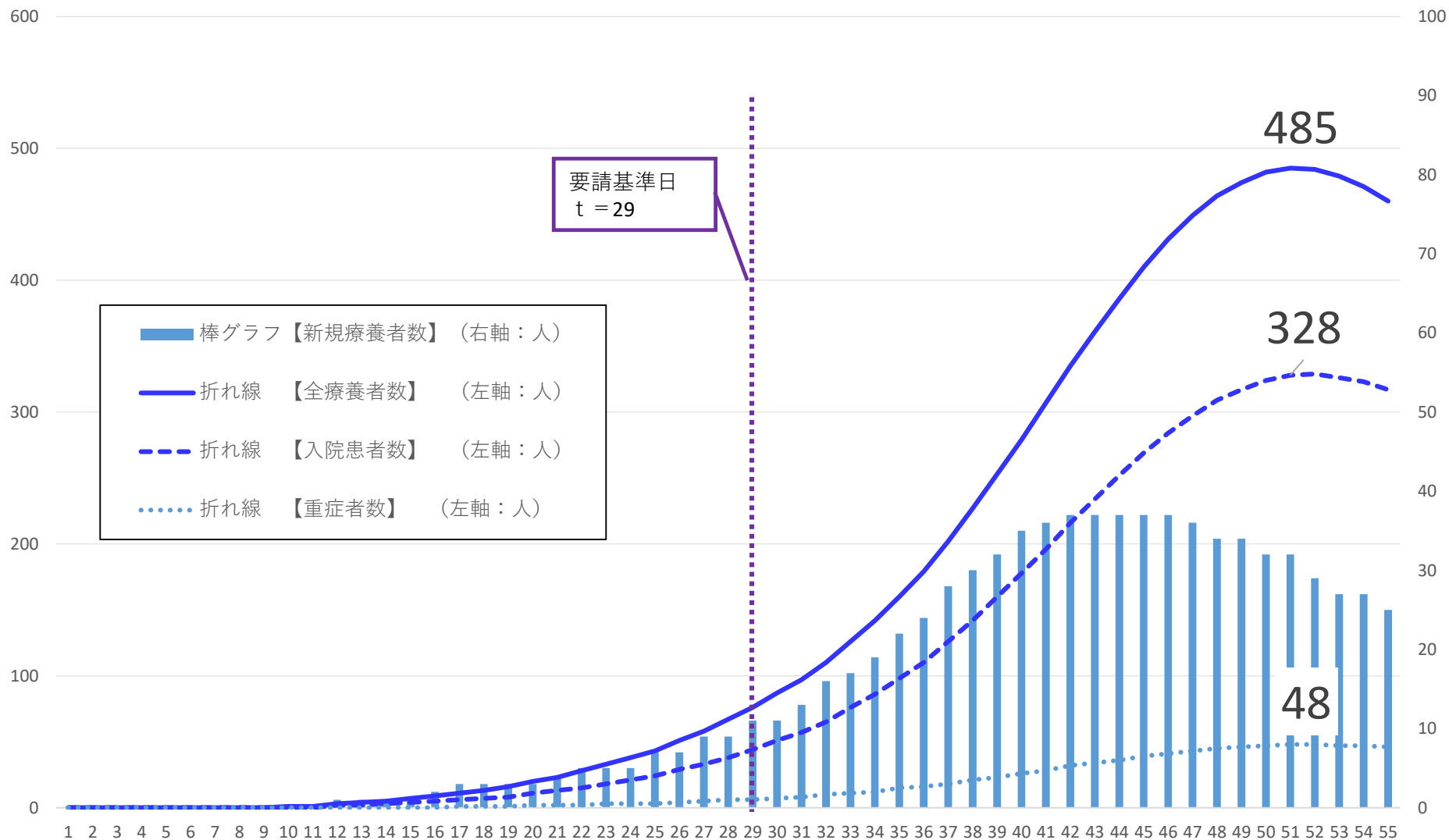
患者推計に基づく検査需要に対応

① 帰国者・接触者外来
② 外来・検査センター
③ 検査協力医療機関等

1,000検体/日以上
の検査体制の確保

新型コロナウイルス感染症患者の推計

高齢者群中心モデル（基準日から1日後の要請、実効再生産数 = 1.7）



7月9日（木） 知事会見

● 新型コロナウイルス感染症対策

1 7月10日（金）から31日（金）までの対応

① 人の移動とイベント

② 医療提供体制・検査体制、患者の推計

2 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例
「運用ガイドライン」の策定

条例の「運用ガイドライン」策定の目的

長野県議会 危機管理建設委員会 附帯決議（令和2年7月1日）

長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例の施行に当たっては、次の事項について、十分配慮すること。

- 1 まん延を防止するために協力を求める時期や経済的な支援のあり方等、議会の審議の中で明らかにされた事項について整理し、対策に反映するとともに、あらかじめ、県民に分かりやすく示すこと。
- 2 第5条第2項に規定する「検査及び調査に関する体制の充実」により、確実かつ迅速に検査を実施するとともに、クラスター発生に対し、的確に対応できる体制を構築すること。



- ・ 条例制定の背景や運用にあたっての考え方を県民の皆様と共有
- ・ 県民の皆様と一丸となって感染症対策を推進